

静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
がんセンター局長 内田 昭宏

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(機関) 第3条 (略) 2 静岡県がんセンターに次の機関を置く。 (略) 病院 脳神経外科 (略) IVR科 生理検査科 (略) 病理診断科 <u>検診センター</u> <u>薬剤部</u> <u>RMQC室</u> <u>感染対策室</u> <u>栄養室</u> <u>診療情報管理室</u> <u>血液管理室</u>	(機関) 第3条 (略) 2 静岡県がんセンターに次の機関を置く。 (略) 病院 <u>(医療安全管理部門)</u> <u>RMQC室（医療の質・安全管理室）</u> <u>感染対策室</u> <u>(診療部門（診療科）)</u> 脳神経外科 (略) IVR科 <u>乳腺画像診断科</u> 生理検査科 (略) 病理診断科 <u>(がんゲノム医療部門)</u> <u>ゲノム医療推進部</u> <u>ゲノム医療支援室</u> <u>遺伝カウンセリング室</u>

医療機器管理室

採血室

臨床研究支援センター

治験管理室

統計解析室

データ管理室

バイオバンク室

個人情報管理室

臨床研究管理・調整室

ゲノム医療推進部

ゲノム医療支援室

遺伝カウンセリング室

看護部

認定看護師教育課程

患者家族支援センター

初診・入院支援室

外来患者支援室

緩和ケア室

地域医療連携室

在宅転院支援室

(臨床研究支援研究部門)

臨床研究支援センター

治験管理室

統計解析室

データ管理室

バイオバンク室

個人情報管理室

臨床研究管理・調整室

(看護部門)

看護部

認定看護師教育課程

(患者家族支援部門)

患者家族支援センター

初診・入院支援室

外来患者支援室

緩和ケア室 (緩和ケアセンター)

地域医療連携室

在宅転院支援室

(医療技術部門)

(臨床検査系)

採血室

血液管理室

細菌検査室

病理検査室

生理検査室

検体検査室

(放射線技術系)

放射線・陽子線治療室

画像診断室

リハビリテーション室

医療機器管理室

<p>疾病管理センター</p> <p>研究所 (略) 実験動物管理室 情報管理室 事務局 (略)</p> <p>(病院の科の部長等)</p> <p>第12条 科及び部に部長を、課程に課程長を、センターにセンター長を、室に室長を、課に課長を、班に班長を置く。</p> <p>2 部長、室長、課長、課程長及び班長は、上司の命を受けて分掌事務を処理し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督する。</p>	<p><u>(診療支援部門)</u></p> <p>薬剤部 栄養室 診療情報管理室</p> <p><u>(中央診療機能部門)</u></p> <p>化学療法センター 支持療法センター 手術室 内視鏡室</p> <p><u>(がん検診部門)</u></p> <p>検診センター 疾病管理センター よろず相談 がん総合対策 健康教育・研修 <u>静岡県がん診療連携協議会事務局</u></p> <p>研究所 (略) 実験動物管理室 <u>医学図書館 (情報管理室)</u> 事務局 (略)</p> <p>(病院の科の部長等)</p> <p>第12条 科及び部に部長を、課程に課程長を、センターにセンター長を、室に室長又は技師長を、課に課長を、班に班長を置く。</p> <p>2 部長、<u>課程長、センター長、室長、技師長</u>、課長及び班長は、上司の命を受けて分掌事務を処理し、所属職員の分担事務及び所属職員を監督する。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、令和5年4月1日から施行する。